

被爆60年

「被爆者援護は平和へのとりくみの原点」であるなら

被爆者援護施策 充実を

6月議会・本会議(6月28日) 藤井とし子議員の一般質問



藤井議員は一般質問で、被爆60年の節目にあたり被爆者援護施策を強めるよう要望し、秋葉市長から「本市において被爆者に対する援護は平和への取り組みの原点」との答弁を引き出しました。しかし、個々の問題では、市当局がこれまでの消極的な姿勢を繰り返すことが目立ちました。

3号被爆者の定義

母親と一緒に救護所にいた子 被爆者として認定を

藤井議員は3号被爆者の定義について、「母親に背負われた子は被爆者として認定されるのに、母親と一緒に救護所にいた子は認定されないという基準は改めよ」と要望。

市は、1973年(昭和48年)に定めた基準に基づいて「母親に背負われた子どもは母親と一身同体の状態」と判断し手帳交付対象にしていると説明。「新たに科学的知見が得られない限り、現行の基準での運用を考えている」とこれまでと同様の答弁を繰り返しました。

* * *

被爆者援護法第1条第3号は、「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の「影響を受けるような事情の下にあった者」と3号被爆者を規定していますが具体的要件が定めてなかったため、1968年(昭和43年)9月、広島県が厚生省と協議して「一定の要件を満たす被爆者の救護・看護等に従事した人」と規定。広島市も1973年(昭和48年)8月に広島県と同一内容で基準を定め運用開始。母親のそばにいた子は手帳交付の対象外として取り残されたまま今に至っています。

介護保険 被爆者への国の財政措置

8. 6で厚労大臣「数字的に検討してみる」

党市議団は、市が予定を一年前倒して今年4月から介護保険料を引き上げた背景には、被爆者が被爆者でない人よりも介護を必要とする被爆地特有の問題があることを3月予算議会で一貫して指摘し、被爆者への国の財政措置を求める意見書採択(全会一致)をリードしました。

藤井議員は、その後の市の取り組みを質問。市は、2002年度から国に「機会あるごとに要望」し、特に今年2月以降は市長が厚労大臣に直接要望するなどしているが、「国の理解は得られていない」とのべ、引き続き要望していくと答えました。



* * *

8月6日、広島を訪れた尾辻厚労大臣に広島市長、県知事らが要望を伝える場で、広島市議会の藤田博之議長が被爆者への国の財政措置を訴え、同大臣が「数字的に検討してみる」と表明しました。

市長「2020年までの核兵器廃絶に努力」

今年5月にニューヨークで行われたNPT再検討会議は、テロと大量破壊兵器という「新たな脅威」を理由に、米政府が実質的討議を妨げ、核兵器廃絶の合意に至りませんでした。

これについて秋葉市長は、「核兵器廃絶に向けた成果を出すことなく閉会したことは誠に遺憾だが、核兵器廃絶が世界中の圧倒的多数の市民の願いであることを改めて確認できた」とのべ、2020年までの核兵器廃絶実現に向けて、核保有国や国連、日本政府への働きかけを強める考えを示しました。

NLP岩国基地移転「決して容認できない」

空母艦載機部隊の夜間離着陸訓練(NLP)を含む厚木基地の機能を岩国基地に移す動きに対し、市民局長は、「移転について、国から具体的な計画案は示されていない。本市としては、米軍機能の移転は決して容認できない」とのべ、関係自治体とも連携して、政府に移転反対を訴える考えを示しました。

黒い雨地域見直し「国に検討会設置求める」

社会局長は、黒い雨の降雨地域の見直しについて、昨年8月6日、坂口前厚生労働大臣から「長崎の例(専門家による検討会を設置し検討)を参考に前進させる」と述べていることをふまえ、検討会の設置を国に働きかけると答えました。

在米被爆者訴訟「国に救護施策働きかける」

在米被爆者訴訟の控訴について市は、「高齢化する在外被爆者に対し、国がどういう責任を果たすかが問われており、今回の控訴は、法定受託事務についての国の強い指導に基づき行ったもの」とこれまでと同様の姿勢を示し、控訴とは別に、在外被爆者に対する実態に即した救護施策の実現に向けて、長崎市とともに国に働きかけると答えました。

申請減免制度

国保料

配偶者特別控除廃止に伴う激変緩和措置

恒常的な低所得世帯を減免対象に

藤井議員は、「市独自の申請減免の対象に、恒常的な低所得世帯(生活保護基準の1.3倍以下)をはっきり入れるべき」と強調。市は、「恒常的な低所得世帯の減免については、国の法定軽減制度で対応する」と、これまでと同じ姿勢を示しました。

市は、これまで生活保護基準の1.3倍以下の低所得者世帯の保険料を減免してきた市の申請減免制度を、「財政支出の抑制」「制度の適正な運用」を理由に、前年よりも所得が3割以上減少している世帯に限定しました。この「見直し」による支出抑制は1億5千万円程度(市試算)。党市議団の試算では、生活保護基準並みの所得世帯で、最大6倍にも国保料がはね上がるケースもあります。市は一年限りの激変緩和措置をとるとしていますが、その後の国保料大幅引き上げの姿勢は変えていません。(党市議団試算 市議団ニュースNO628に特集掲載)

来年度以降の措置継続「適切でない」と市答弁

広島市の、国保料の所得割額は、市民税所得割額が増えると連動して増える仕組みです。

市は、配偶者特別控除の廃止による市民税所得割額の増加に伴って、国保料が上がる世帯に対し、激変緩和措置として今年度限りの国保料減免を行っています。

藤井議員は、来年度以降も緩和措置を継続するよう求めましたが、市は「恒常的減免は応能負担の原則からみて適切ではない」と答弁。

また、一般会計から国保会計への繰り入れについて、「本市の被保険者一人当たりの保険料は、他の政令指定都市と比較しても中位に位置している。厳しい財政状況を考慮すると今以上に増額することは困難」と答えました。



準要保護世帯の就学援助制度 国庫補助廃止

市独自で制度の維持・拡充を

国は三位一体改革のなかで、2005年度から就学援助制度の国庫補助対象を要保護世帯のみに限定し、準要保護世帯への補助を一般財源化しました。そのため、準要保護世帯への就学援助は地方自治体の厳しい財政事情の中で、その存続が危ぶまれています。

藤井議員は、教育基本法が「国及び地方公共団体は、経済的な理由で就学困難なものに就学の方法を講じること」としていることなどをあげ、市独自で制度の維持・拡充を図るよう要望。市は、「他都市の動向も踏まえ、学校教育法(※)に基づいて制度のあり方を検討したい」とのべ、国に対しても財政措置の充実を図るよう要望していく考えを示しました。



※学校教育法第25条・・・経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

就学援助制度を利用している全児童・生徒数
(藤井議員の質問に対する市の報告から)

1999年度 1万4,119人(全生徒の14.0%)

5年間で7,551人増(8.8ポイント増)

2004年度 2万1,670人(全生徒の22.8%)

うち、要保護に準ずる児童・生徒数

1万9,857人(全認定者の91.6%)

2005年度の予算額 11億4,882万8千円

(うち国庫補助金 798万8千円)

介護保険・ホームヘルプサービス

「適切なものであれば受けられる」

藤井議員は、要支援や要介護1など軽度の高齢者への訪問介護(ホームヘルプサービス)について、「改正介護保険法のもと、軽度の人が予防介護でなく訪問介護を希望した場合、どうするのか」と質問。

市は、「『新予防給付』の創設は、予防の観点から一部不適切なケースの適正化を目指すもの。適切なケアマネジメントに基づく必要なサービスは(家事援助の訪問介護も含めて)受けられる」と答えました。



安佐南焼却工場 建て替え

減量目標達成すれば400トン炉への大型化は不要

市が今年6月に策定した「広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」では、市内の焼却場を現在の5工場体制(合計日量1435トン)から3工場体制(合計日量1300トン)にし、安佐南工場は現在の200トンと400トンに建て替える計画です。

しかし、一方で市は、2009年には市内の焼却量を日量611トンに減量する目標を立てています。

藤井議員は、「市の掲げる減量目標を達成すれば、安佐南工場が現在の200トンのままでもごみ量に対して全体で1.6倍の能力となり、400トンにすれば1.8倍もの能力となる」と指摘し、過剰投資となる安佐南工場の2倍化を見直すよう求めました。

市は、「施設整備の経済性や運営の効率化、地球温暖化対策としてのごみ発電の導入などを考慮するとある程度の大型化が必要。環境に配慮して地域住民の理解と協力を得ながら進めたい」と、これまでと同様の姿勢を示しました。